

IFRS財団について

- IFRS財団は、公益のために単一の質の高い国際財務報告基準のセット(以下「IFRS」)を開発し、その利用を促進する独立の非営利団体です。
- IFRSは、財団の独立した基準設定機関である国際会計基準審議会(以下「IASB」)が開発しています。IASBは、IFRSの開発において、透明性、完全かつ公正なコンサルティング、アカウントビリティ(説明責任)の原則に基づく徹底したデュー・プロセスに従います。
- IASBは、各自のIFRSにおける専門的な経歴と実践的な経験に基づき、かつ推奨された地域別配分に従って選出された16名のメンバーから構成されています。この配分によると、IASBの構成メンバーは、アジア・オセアニア地域から4名、欧州から4名、北米から4名、中南米から1名、アフリカから1名、それに地域を問わず2名を、選出するとしています。アジア・オセアニア地域からの審議会メンバー4名に加え、IASBの副議長であるイアン・マッキントッシュも同地域(オーストラリア)の出身です。
- 2012年現在、IASBの業務は65名の専門職員に支えられています。専門職員の国籍は20か国を超え、その約4分の1がアジア・オセアニア地域出身です。
- 組織内の業務は、IFRS財団の22名の評議員によって監督されています。現在、アジア・オセアニア地域から選出されている評議員は7名です。評議員は、その業務において、資本市場の公共規制当局から構成される外部のモニタリング・ボードに対するアカウントビリティ(説明責任)を負っています。

アジア・オセアニア地域から選出された評議員およびIASBのメンバー

IASBのアジア・オセアニア地域選出のメンバー



1. イアン・マッキントッシュ、オーストラリア(副議長)
2. プラブハカル・カラバチェラ、インド
3. 鶯地隆継、日本
4. 徐正雨、大韓民国
5. 張為国、中華人民共和国

IFRS財団のアジア・オセアニア地域選出の評議員



1. 藤沼亜起、日本(副議長)
2. ロナルド・アーカリ、中華人民共和国、香港特別行政区
3. C・B・パーヴ、インド
4. ダック・クー・チャン、大韓民国
5. 島崎憲明、日本
6. ヤン・リ、中華人民共和国
7. ジェフリー・ルーシー(第5等勲爵位(AM))、オーストラリア



竹村光広、オフィス・ディレクター

IFRS財団 アジア・オセアニア ・オフィス

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
大手町ファイナンシャルシティ
サウスタワー5階
電話: +81 (0)3 5205 7281
ファクシミリ: +81 (0)3 5205 7287
電子メール: AsiaOceania@ifrs.org

IFRS Foundation

アジア・オセアニア ・オフィス



当オフィスの機能は何か？

地域内の専用連絡先

アジア・オセアニア・オフィスは、IFRS財団およびIASBの活動に関心があるか、またはその影響を受ける利害関係者に、地域内の専用の連絡先を提供します。IFRS財団の職員を当地域にとってより便利な時間帯の拠点に配置することにより、緊急の問合せにもよりタイムリーな対応を確保できます。職員は、問合せに直接回答することができ、必要な場合には、その問合せに本部の適切な連絡先が対応するようにします。

地域のベース兼リサーチ・ハブ

アジア・オセアニア・オフィスは、重要な地域リサーチ・ハブへと進展することが期待されます。国内基準設定主体からの出向者等が、アジア・オセアニア・オフィスを拠点とし、IASBの指導の下に当地域に特有の利害のある基準設定に関する問題を調査します。さらに、出向者またはオフィス職員は、例えばIASBの進行中のプロジェクトの効果分析に関する証拠を地域内から収集し、それを評価することにより、IASBの事実確認活動に貢献することや、主要基準の適用後レビューに貢献することもできます。

より深い協力のためのプラットフォーム

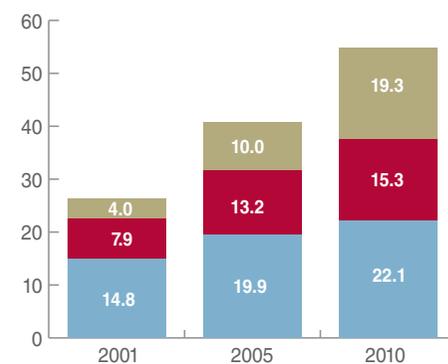
世界中のIFRSの成否は、個々の法域によるコミットメントとIASBの基準設定プロセスへの積極的な貢献にかかっています。この認識に基づき、アジア・オセアニア・オフィスは、アジア・オセアニア地域全体を通じた協力をより深めることへのIASBのコミットメントを表すものです。当オフィスは、IASBの業務への地域の参加をさらに促進するために設定される可能性のある地域的アウトリーチ活動およびその他のイニシアティブのための主要拠点としての役割を果たします。

IFRS財団がアジア・オセアニアに拠点を置く理由は何か？

経済上の重要性が高まりつつある地域

過去10年間の経済発展は、アジア・オセアニア地域が重要な役割を果たす多極化した世界への移行を示しています。これは当地域内の資本市場の継続的な成長に反映されています。例えば、国際取引所連合によると、2011年の世界の10大株式市場のうち4市場がアジア・オセアニア地域にあります。アジア・オセアニア地域の国内市場の時価総額は、過去10年間に4倍以上に増大しています。

国内市場の時価総額（10億米ドル）



出典：2011年度国際取引所連合、Time Series



IFRSは、忠実に首尾一貫して適用されれば、十分に機能する資本市場に要求される透明性と比較可能性の確保に重要な貢献をします。

IFRS財団がアジア・オセアニアに拠点を置く理由は何か？

IFRSに移行しつつある地域

アジア・オセアニア地域中の各法域は、単一の国際財務報告の言語としてのIFRSへのコミットメントを高めています。地域内の大半の国々は、IASBとの間に長年にわたって確立されてきた関係を有しており、地域内の主要経済圏の多くはすでにIFRSを採用済みか、または採用過程にあります。

会計基準設定における重要なリソースを有する地域

IASBは、2001年に設立されて以来、アジア・オセアニア地域中の各国基準設定主体との緊密な協力の下に業務を進めてきました。なかでもオーストラリア、中国、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランドの基準設定主体はみな、IASBの任務におけるさまざまな側面の開発に貢献してきました。この双方向の協力に加えて、IASBは、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)とも、2009年の同グループの設立以来、緊密に協力しています。この会計基準設定の専門知識の深く非常に有能なプールがあることから、アジア・オセアニア地域はIASB初の海外オフィスとして当然の選択肢でした。

AOSSG加盟国

オーストラリア	日本	パキスタン
ブルネイ	カザフスタン	フィリピン
カンボジア	韓国	サウジアラビア
中国	マカオ	シンガポール
ドバイ	マレーシア	スリランカ
香港	モンゴル	タイ
インド	ネパール	ウズベキスタン
インドネシア	ニュージーランド	ベトナム
イラク		